

## 第1部 新たな評価の基本的な考え方

※ 研究科の評価の在り方は別途大学院部会等で検討中であり、今後、同部会での検討状況を踏まえ、「新たな評価」に組み入れることとする。

### 我が国の高等教育における質保証・向上の考え方と認証評価の現状

- 我が国の高等教育の質保証・向上システムは設置認可審査、設置計画履行状況等調査、自己点検・評価、認証評価、情報公表等で構築。
- その中で認証評価制度はその中核。制度開始20年が経過し、各高等教育機関の努力と認証評価機関における様々な改善や工夫の結果、**内部質保証システムの導入が進んでいる**一方で、以下のような課題も指摘されている。

#### ① 社会的機能の再考の必要性

- ・社会からの理解と支持を得るためには、入学後にどの程度学生を成長させることができたのかといった「教育の質」を第三者かつ専門家の評価を通じて可視化すべきではないか
- ・高等教育機関の多様性等を尊重しつつ、評価の客観性・公平性をより高めることが必要ではないか。評価結果が社会に十分認知されていないのではないか

#### ② 評価者・被評価者双方の評価負担、インセンティブの不足

- 十分な動機付けがないこと等による「徒労感」があるのではないか

#### ③ 内部質保証の意義の浸透

- 学内の改革には繋がったが、学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善まで至っていないのではないか

### 高等教育を取り巻く社会的な状況と「新たな評価」の必要性

- ✓ 急速な少子化（※）の中では、社会・就業構造を踏まえながら、地域の医療、福祉、産業、インフラ等を支える人材を確保することがこれまで以上に必要。高等教育機関の多様性を確保を図った上で、**学生一人一人が能力を最大限高めていくためにも、教育研究の質保証・向上を通じて高等教育の機能強化、「教育の質」の不断の見直し**が求められる。

（※）令和6（2024）年大学進学者数63万人  
⇒2040年大学進学者数約46万人（約27%減）

- ✓ 一方で高等教育機関の「教育の質」によって社会的な評価や進学先の選択が行われていることは必ずしも明らかでない（全国的には知名度は必ずしも高くないものの地域の医療・福祉・産業等を支えるべく、教育活動に精力的に取り組むことで学生の成長を促している高等教育機関もある）。
- ✓ 高等教育機関の「教育の質」が社会から適切に評価される仕組みを実現し、学生や社会に広く訴求していくとともに、**高等教育機関は内部質保証と外部の視点からの改善・向上を促していくことが必要。**

## 改革の方向性

### （1）学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

- 「新たな評価」においては、養成すべき人材像や卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）等を基盤として、**在学中どのくらい成長したかについて学生一人一人が知識・能力をどの程度身に付けたかという学修成果、学生自身の成長実感やステークホルダーによる評価を可視化し、その結果を踏まえて教育改善が進められているかという観点から評価すべきである。**
- 「新たな評価」を通じて、各高等教育機関の**教育について最低限の質保証のみならず、質向上につながるサイクルを構築する。**

### （2）社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

- 少子化という社会情勢やVUCA時代の高等教育機関はこれまで以上に**自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが必要であり、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が社会に理解されやすい形で公表される仕組みが必要。**

### （3）持続的かつ効果的な評価の実現

- 「教育の質」の向上を測るために真に必要な項目に厳選し、評価のデータプラットフォームを構築・活用等を通じ、「徒労感」解消のための評価制度の抜本的な見直しを図る。

## 第2部 新たな評価制度の基本的な枠組み

### 1. 評価対象【評価する単位・対象はどこか】

- 質保証の責任は一義的には大学にあることから、高等教育機関全体として質保証の責任を果たしているかを引き続き評価する。
- また、学修者本位の観点に基づき教育の実態を明らかにするため、**より学修者に近い単位である学部等を切り口として高等教育機関における教育活動を評価する。**

### 2. 評価の視点【何を評価するか】

- 機関全体の評価については、教育の実践や支援の状況、教育研究環境に関して、全学的な調整・支援が適切に行われているか、点検・評価、改善がきちんとなされているかという内部質保証が図られているかという点に精選する。
- 学部等の評価については、以下の2つの視点から行う。
  - ・法令等で求められている水準に達しているか（質保証の視点）
  - ・学生一人一人の能力を最大限高めるために教育水準を向上させ、教育成果を明確に挙げているか（質向上の視点）

#### <質保証の視点>

4つの基本的な方針の下7つの評価基準、15の評価項目に沿って**水準に達しているか厳格に判断する**

#### <質向上の視点>

**高等教育機関の様々な教育活動（優れた取組）とディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を備えた学生を育成できているか（教育成果）を明確に挙げているかを評価する。「教育成果」は教員による直接評価、学生の間接評価、社会からの評価を総合的に勘案する**

- 「新たな評価」では、上記のように掲げた資質・能力を備えた学生を育成できているかという点を教育成果を評価することとなることから、**各高等教育機関は適切なディプロマ・ポリシーとなっているか再検証すべきである。**

### 3. 評価手続【どのように評価するのか】

- 「教育の質」によって高等教育機関の社会的な評価や進路選択がなされいるか必ずしも明らかでない現状を踏まえ「教育の質」を分かりやすく発信すること、先進的な取組の共有や課題の把握共有を通じた自己改善の促進につなげるため**4段階の段階別評価を導入する。**

| 高等教育機関として<br>求められている水準に<br>達していない学部等 | 高等教育機関として<br>求められている水準に達している学部等    |                                    |          |
|--------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|----------|
|                                      | 学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等 | 学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等 |          |
| 要是正                                  | 1つ星（★）                             | 2つ星（★★）                            | 3つ星（★★★） |

※ 最も高い評価をするにあたり、評価される学部等に対して社会的・学術的に期待されている水準をディプロマ・ポリシーを掲げ高い教育成果を挙げていること、当該ディプロマ・ポリシーの達成に向けて学生を入学時から大きく成長に導いていること、挙げている教育成果が単年度や個別の教職員の取組に依存するものではなく継続的かつ組織的なものであることといった観点を基本とする。

- 評価サイクルは、学部等の教育活動の評価を中心に実施することから、現在の分野別認証評価の意義や機能に近づくこと、高等教育は学位の種類・学位の分野について様々であるが、医学分野等は6年制課程をとっていること、他の評価とのバランスを踏まえ、**6年を前提とする。**

※なお、「要是正」の評価を受けた高等教育機関には、6年を待つことなく可及的速やかに自律的な改善を図った上で再度評価を受審することを求める。

- 効果的な評価の実施のため、高等教育機関によるデータ入力機能、データ閲覧・評価支援機能、データ公表機能を一体的に備えたデータプラットフォームを独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置する。

全国学生調査の結果データなど文部科学省が実施する調査の結果は、文部科学省が一体的にデータプラットフォームに入力し高等教育機関の負担の軽減、定量的な確認を自動計算機能等により代替したり、定性的な内容の確認についても、不足している情報等がある場合にアラートを表示する機能を設けるなど A I の活用を含め、評価者の負担を軽減

- 特に評価に当たり重要な判定を行う場合や、評価機関が社会に対してより丁寧な説明が求められる場合などは、実地調査においてその実態を確認することが必要不可欠であり、実地調査を実施することが望ましいが、対面での実地調査を行わなくても評価を可能とするように柔軟な運用を可とする。

## 4. 評価の主体【誰が評価するのか】

- 学部等の「教育の質」を評価し、社会に対して評価結果を公表することから、同じ学位の分野単位での大学教員による定性的評価（ピア・レビュー）を基本とし、学位の分野を踏まえて実施できるよう体制を整えた評価機関が実施する。

①文学関係 ②教育学・保育学関係 ③法学関係 ④経済学関係 ⑤社会学・社会福祉学関係 ⑥理学関係 ⑦工学関係 ⑧農学関係 ⑨獣医学関係  
⑩医学関係 ⑪歯学関係 ⑫薬学関係 ⑬家政関係 ⑭美術関係 ⑮音楽関係 ⑯体育関係 ⑰保健衛生学関係（看護学関係）  
⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係）⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外）⑳法曹養成関係 ㉑教員養成関係

- これまで「教育の質」を担保するために、実績がある機関の知見や経験を活用していくために、**高等教育機関全体の評価及び学部等の段階別評価を総合的に担う機関（総合評価機関）**のほかに、**特定分野を専門的に評価する機関（特定分野評価機関）**を設ける。  
特定分野評価機関の評価を受審した学部等については、特定分野評価機関の評価結果をもって総合評価機関の当該学部等の評価を代替する。
- 評価機関が複数存在する場合、評価の公平性をより担保できるよう、評価に当たり基準に照らした判断や提出資料等の評価機関間でのばらつきをなくす**調整組織及びその役割の明確化**を行う。
- 高等教育機関の中核たる「教育の質」の評価をすることから、これまで以上に評価機関の評価の質の信頼性を高めていくために、評価機関に対して認証を与えた**文部科学大臣が評価が適正に行われているか確認するシステム**を設ける。

## 5. 評価結果の公表・活用【どのように公表・活用するか】

- **評価結果をデータプラットフォームにおいて一体的に公表し、公表内容やフォーマットは統一する。**  
情報の受け手である学生等がアクセスしやすいように評価結果、評価結果の具体的内容については分かりやすく示す。
- 評価結果については、例えば資源配分等の**国の政策に活用**することを検討する。「**要是正**」機関に対しては、改善が行われるよう、**文部科学省において厳格な対応を行う。**

## 6. 持続可能な高等教育の評価への転換

- 持続可能な評価とするべく、「新たな評価」の導入に合わせ、機関別認証評価と分野別認証評価の統合、国立大学法人評価における現況分析との重複解消を図る。

# 「新たな評価」の概略



## 高等教育機関

- 定期的な自己点検・評価活動を前提に、6年以内に1回「新たな評価」を受審
- 自己点検・評価書を「新たな評価」にも活用



## 評価機関

- 機関全体の評価と学部等単位での「教育の質」に特化した評価を実施

### 機関全体の評価



### 学部等単位での「教育の質」に特化した評価

✓ 内部質保証を中心に機関全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価

✓ 教育の状況を質保証の視点と質向上の視点の双方から評価

質保証の視点…高等教育機関としても求められる水準に達しているか  
質向上の視点…教育活動を通じて**教育成果**を明確に挙げているか

✓ 学位の分野に応じたピア・レビューを実施

①文学関係 ②教育学・保育学関係 ③法学関係 ④経済学関係 ⑤社会学・社会福祉学関係  
⑥理学関係 ⑦工学関係 ⑧農学関係 ⑨獣医学関係 ⑩医学関係 ⑪歯学関係 ⑫薬学関係  
⑬家政関係 ⑭美術関係 ⑮音楽関係 ⑯体育関係 ⑰保健衛生学関係（看護学関係）  
⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係）⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外） ⑳法曹養成関係㉑教員養成関係

- 機関全体の評価結果と学部等ごとの評価結果を付して文部科学省・機関（学長）宛てに通知

機関としての  
適合/要是正

学部等ごとの段階別評価（要是正、★、★★、★★★）

※ 機関全体の基準に適合する場合は「適合」、適合しない場合は「要是正」

※ 学部等ごとの評価において「要是正」学部等がある場合、機関全体の「内部質保証が図られていない」として機関全体の評価は「要是正」



## 高等教育機関

- 評価結果を学内で共有し、自己改善等に活用



### 「要是正」機関

文部科学省からの確認に応じて、改善状況を報告



## 文部科学省

- 評価結果を資源配分等の政策に活用することを検討
- 「要是正」機関に対し、改善状況の聴取
- 改善の取組が不十分、改善の見通しが不明確な場合には厳格に措置することを検討

データ入力

データ活用

評価結果  
入力

データ入力

データ閲覧・評価支援

データ公表

「新たな評価」データプラットフォーム